

令和7年6月9日

保護者の皆様

大和市教育委員会

## 学校における熱中症特別警戒アラート発表時の対応について

保護者の皆様には、日頃から本市の教育行政並びに各学校の教育活動に対しまして、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、令和6年度より、「熱中症特別警戒アラート」（以下「本アラート」という。）の運用が開始されました。環境省は、本アラートが発表される状況は、広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあるとしています。

つきましては、本市立小中学校においては、本アラートが発表された場合、次のとおりの対応とすることといたしました。

保護者の皆様におかれましては、健康や命を守るための措置であることをご理解いただき、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 1 本アラート発表時の翌日の措置について

#### (1) 平日

- ・本アラートは環境省から前日の原則14時に発表されるため、その発表をもって、翌日は市内一斉臨時休業とします。
- ・給食については、中止とします。
- ・寺子屋やまと、放課後ひろばは、中止とします。

#### (2) 土日、祝日、振替休日、長期休業期間

- ・原則、児童・生徒は登校等せず、夏休み寺子屋、部活動等は中止とします。ただし、部活動等の大会等については主催者の判断に従うこととします。

### 2 措置の解除について

- ・本アラートは1日単位での発表であり、環境省から取り消しや解除アナウンスはないため、市内一斉臨時休業は当該日のみとします。
- ・当該日に翌日の本アラートが発表された場合、翌日も継続して休業とします。発表されなければ、翌日は通常通りの登校とします。

### 3 一斉臨時休業中の過ごし方について

- ・本アラート発表時は、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合であること、市内一斉臨時休業措置は、健康や命を守るためにとられるものであることをお子様に伝えてください。
- ・ご家庭におかれましては、外出を控える、涼しい環境を確保して過ごす等、健康に留意しながら安全な生活を心掛けてください。